

川内村除染実施計画 〈〈第5版〉〉

平成27年 3 月
双葉郡川内村

改訂の履歴

年月日	内容	備考
平成23年 9月28日	『川内村除染実施計画 (第1版)』の策定	
平成24年10月10日	『川内村除染実施計画 (第2版)』の策定	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」という。)施行に伴う改訂
平成25年5月17日	『川内村除染実施計画 (第3版)』の策定	除染対象実施者の確定、除染対象の追加に伴う改訂
平成26年2月17日	『川内村除染実施計画 (第4版)』の策定	除染スケジュールの変更、除染対象の追加、除染ガイドライン改訂に伴う改訂
平成27年3月3日	『川内村除染実施計画 (第5版)』の策定	避難区域の再編等を受けた訂正。除染対象の追加、除染スケジュールの変更、除染ガイドライン改訂に伴う改訂

目 次

1. 川内村の概要	．．．．．	P 1
2. 避難対象者の状況について	．．．．．	P 1
3. 除染等の措置等の実施に関する方針	．．．．．	P 2
4. 除染実施区域	．．．．．	P 4
5. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	．．．．．	P 4
6. 前項に規定する区域内の土地の利用上の区分等に応じて 講ずべき土壌等の除染等の措置	．．．．．	P 8
7. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	．．．．．	P 11
8. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	．．．．．	P 13
9. 監視及び測定の実施	．．．．．	P 14
10. 適切な除染方法への見直し	．．．．．	P 14
11. その他の事項	．．．．．	P 14

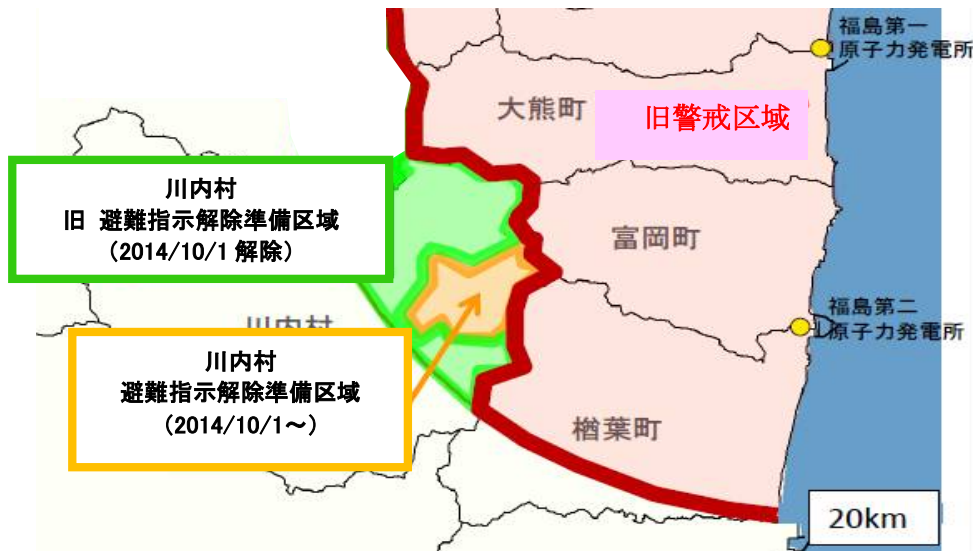
1. 川内村の概要

本村は、福島県の浜通り地方、阿武隈高地の中部にあつて、東西に15.0km、南北に13.0kmの総面積は197.38km²です。うち森林が全体の約9割を占め、四季折々の彩り、豊かな自然の織り成す風光明媚な高原風景、そして昔から農的な暮らしが営まれた地域です。

本村の人口は、昭和34年には約6,500人の方々が暮らしておりましたが、永年の月日の経過による村内の状況が変化し、今日においては3,000人程度の人口となっております。

この度の福島第一原子力発電所の事故では、120年余の歴史の中で、村始まって以来の避難生活を強いられ、加えて放射線という目に見えない物体との格闘が予想をはるかに超え、たいへん苦痛な村民生活を余儀なくされています。

本村の警戒区域は平成24年4月1日に解除され、居住制限区域、避難指示解除準備区域の設定を経て、現在は、避難指示解除準備区域が設定されています（下図）。



2. 避難対象者の状況について

(平成27年1月現在)

本村は平成23年8月時点で、警戒区域と緊急時避難準備区域の2つの区域が設定されました。その緊急時避難準備区域は、福島第一原子力発電所から20キロから30キロにあり、主に第5区の田ノ入地区と第8区を除く地域で、平成23年3月11日時点では959世帯、2,639人となって村民全体の約8割でした。また、8月末では村内で生活を営んでいるものは中高齢者が主で195人となっています。

- ① 警戒区域：福島第一原子力発電所から20キロ圏内（概ね 69.1km²）
人口 353人 160世帯（うちあぶくま更生園38世帯、38人）
- ② 緊急時避難準備区域：福島第一原子力発電所から20～30キロ圏内（概ね 128.2km²）
人口 2,639人 959世帯
- ③ 平成23年8月時点の避難状況

全体の避難者は、福島県内に約8割、福島県外に約2割となっています（下表）。

区分	住基人口	県内避難者	県外避難者
全 体	2,992人	2,375人 (79.4%)	617人 (20.6%)
うち緊急時避難準備区域	2,639人	2,111人 (80.0%)	528人 (20.0%)

※県外避難者は新潟県など26都道府県に分散

3. 除染等の措置等の実施に関する方針

(1) 基本方針

除染作業においては、空間線量率及び汚染の状況により、適正な除染方法を選択しなければならないため、各箇所の空間線量率をより詳細に調査測定し、現況を把握した上で、除染後に居住する方々の身体に与える影響を極力最小値に抑えるために必要かつ可能な除染を行うこととします。

(2) 目標

本村の除染実施区域では、特措法の基本方針に従い、長期的な目標として追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。また、平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少（子どもの年間追加被ばく線量については約60%減少）した状態を実現することを目指し、平成25年3月までを第1期として、子ども関連施設や公共施設を中心に除染を行います。平成25年8月末に、それまでに実施した除染の効果を評価し、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを超える対象について、継続しての除染を実施できるよう国や県に要望していきます。

(3) 除染の優先度

1) 森林除染の必要性

被ばく線量を下げるときの除染順位からしますと、森林部を第一に行い、次に生活居住区域を除染することが良い方法と考えますが、現実的には、森林が持つ自然環境の維持や保水効果及び災害防止効果などを考えますと森林の樹木等を短期間に除染することは極めて難しい状況であります。しかし、森林の除染は必要不可欠であることから、森林(生活圏)の除染を居住区域の除染と並行しながら行うとともに、森林(生活圏外)については、国に対して効果的な対処法の提示を求めるとともに、国の実証実験結果や新たな科学的・技術的知見を踏まえながら早期実現に向けた検討を進めていきます。

2) 子ども空間の優先

特に、子どもや妊婦を初めとした放射線に影響を受けやすい方々の健康を第一に考えた除染方法を村内すべての地区において実施することとします。

(4) 除染と村の復興

本村における除染の基本的な考え方は、放射性物質を極力除去し村民の健康を守ることが絶対条件です。一方では、除染によって大量に発生する除去土壌等の処理・処分が課題となります。こうした課題を解決するため本村では、除染廃棄物を焼却処理することで発電を行い、除染作業による雇用創出や電力を利用した産業の活性化につながる事業を検討します。

また、放射性物質に汚染された廃棄物や濃縮された放射性廃棄物、及び除去土壌等を処分するため、「中間貯蔵施設」や「最終処分場」への搬出・受入れなどについては、責任

の所在を明確にして実施することが重要となります。

(5) 水源の安全性確保

また、本村は、双葉地方の生活水等の「水瓶」に位置することから飲み水の安全性の確保には、万全な対応を期すことが必要不可欠となります。

(6) 除染実施後の監視

監視および測定にあたっては、川内村地理情報ツール（G I S）の使用を検討します。

職員による定期的な測定結果を時系列的に表示することで、除染の効果を視覚的に確認できることや、本村職員間の情報共有、継続的な除染状況の確認を行うことで、再汚染や局地的な汚染を早期に発見し、再除染等の対応を行うなどの効果が期待されます。また、同システム及び民間企業の地図情報サービスを利用して、村民や村外に対して川内村各地域の除染状況を随時公表するなどの利用方法も視野に入れます。しかし、導入には大きな財源が必要となるため、国の動向を見ながら導入を検討します。

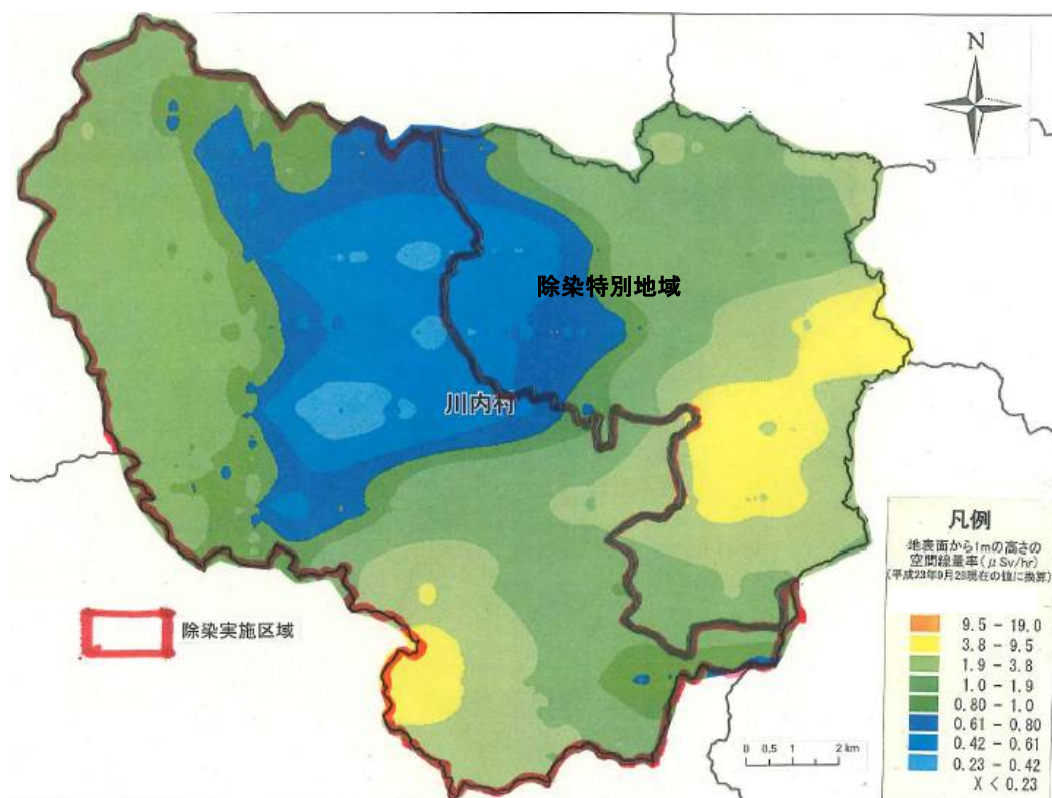
4. 除染実施区域

文部科学省航空機モニタリング結果（下図）によれば、川内村の全域が追加被ばく線量年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以上に相当する区域のため、除染特別地域を除く村内全域を除染実施区域と指定します。

平成24年4月時点で、川内村には、放射性物質の汚染状況により、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「特定避難勧奨地点」が設定されましたが、この区域や地点については、それらの置かれている状況により、国との調整を図り、除染を実施することとします。

特に、子供たちが生活する上での環境エリアの除染が重要となります。

学校や居住地内等での空間線量率を高めている条件を把握し、その状況に適した除染方法にて実施することとします。



文部科学省航空機モニタリング結果（平成23年9月28日現在の値に換算）
（環境省提供の航空機モニタリング結果を用いて村が作成）

5. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

(1) 指定区域の実施者

平成24年4月時点で、川内村には「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」、「特定避難勧奨地点」が設定されましたが、このうち「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」では除染実施者を国とします。特定避難勧奨地点は、年間被ばく量が20ミリシーベルトを

超えると推定される特定の地点のため、本来、国が除染措置を講ずるべきであります、村が除染作業を行うこととし、その際に要する費用については、国・福島県による特措法に基づく部分についての除染費用の範囲内で、国が全額負担するものとします。

(2)本計画での除染実施区域の実施者

国が直轄して除染する区域以外については、村が実施者となって除染を行います。

1) 村の役割

除染は、本来、国が実施しなければならない作業ですが、除染実施区域においては、本村が主体となり除染を実施します。また、除染等の措置等の実施にあたっては、国からの全面的な財政支援を受けるとともに助言や指導及び専門家の派遣等を受けて実施することとします。

2) 村民の協力

除染にあたっては、公共用地及び私有地の区分けなく行うために、村民の協力や承諾が必要不可欠となります。

また、村内の行政区単位での除染も必要となることから、行政区との連絡調整を図りながら行います。

3) 国・県との協働

一方、区域毎に、民地、村有地、県有地・県管理地、国有地・国管理地が点在するため、国有地・国管理地は国が、県有地・県管理地は福島県が、民地及び村有地は村が除染作業を行うこととします。国や福島県が行う除染後の年間追加被ばく線量についても長期的な目標として1ミリシーベルト以下を目指します。

さらに除染効果を高めるため、また、村民の安全安心を担保するためには、国や福島県が行う除染作業に於いても、村が行う除染時期と同一時期に行う必要があるため各関係機関への除染作業の依頼をしなければなりません。

村内（特定避難勧奨地点を含む）の具体的な除染対象と実施者を表1に示します。

表1. 村内の除染対象及び実施者

除染対象		実施者	
川内村が管理する施設	① 教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・かわうち保育園 ・小学校、中学校、教職員住宅 ・村民体育センター ・天山文庫、阿武隈民芸館 	村
	② 医療福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆふね ・ドクターヘリポート 	村
	③ 公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎、川内村商工会、川内村研修センター ・コミュニティーセンター ・各行政区集会所 ・かわうちの湯 ・富岡消防署川内出張所 ・高塚山自然公園、高塚山キャンプ場、高塚山管理棟、ひとの駅かわうち ・すわの杜公園 ・消防屯所、旧富岡高校川内校跡地、旧川内中学校寄宿舎、川内高原農産物栽培工場敷地 ・道路（村道・農林道） ・防火水槽 その他同等の施設 	村
国・県が管理する施設	国道、県道	県	
	大滝根山分屯基地	防衛省（東北防衛局）	
民間施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 商業施設、工業施設、農業施設 ② ガソリンスタンド ③ 飲食店 ④ 神社・寺院 ⑤ 墓地 ⑥ 携帯会社アンテナ ⑦ 電力会社施設 	村、(所有者) ※1	
民有地（住宅）	<ul style="list-style-type: none"> ① 家屋、庭 ② 民間所有地 	村、(所有者) ※1	
農地※2	農地	村（所有者・耕作者）	

森林（生活圏） ※2	生活圏に隣接した森林	国有林	林野庁（磐城森林管理署）
		県営林（県行造林地、県行部分林）	県（相双農林事務所 富岡林業指導所）
		村有林、民有林	村、（所有者）※1

※1 「民間施設」、「民有地（住宅）」は、村が主体となり所有者・居住者等の協力により除染を実施することとします。

また、大規模事業者施設の除染にあたっては、村が当該施設の事業者、所有者と協議し合意が得られれば、当該施設の事業者、所有者が除染を実施することを検討いたします。なお、具体的に除染する区域、除染方法等についても、今後、当該施設の事業者、所有者と協議し定めることとします。

※2 「農地」、「森林(生活圏)」は、所有者や管理者と協議の上、村が主体となって除染を実施します。なお、農地に関しては所有者・耕作者の協力を得ながら行う事とします。

※3 河川、ため池等、及び防火用水槽については、国の方針に基づき対応します。森林(生活圏外)については、今後、国から示される方針に基づき対応します。

6. 前項に規定する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置

- 1) 村が各区域における民間住居及び公共施設等並びに敷地・農地・森林(生活圏)等について行う除染は、除染事業者へ委託して実施します。
- 2) この度の原子力災害による放射性物質の除染にあたっては、個人の権利を有する構造物や土地等への立入り作業を行うために、各権利者の承諾のもとで除染作業を行うことが必要となりますので、各権利者との調整を図らなければなりません。
- 3) 除染前の空間線量率を測定し、空間線量率等に応じた除染方法を選択し除染を実施します。また、除染効果を確認するため、除染後は、除染前の測定地点と同一地点での空間線量率を測定し、目標とした空間線量率に軽減されたことを確認します。
- 4) 村内外の、避難指示解除準備区域、村外の帰還困難区域、居住制限区域内の除染作業に伴う放射性物質の飛散についても十分な監視を行い、監視の結果、除染作業が新たに必要となった場合は、速やかに除染作業を開始するべく上記区域の関係者との協議を行うこととします。

除染対象別の除染方法を以下に示します。

(1) 教育施設、公共空間及び民間施設

学校や公園、公共施設等、道路及び民間施設の除染方法の例は次のとおりです。

除染対象	除染作業等	内 容	
教育施設等 医療福祉施設 公共施設等 民間施設	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄 	
	アスファルト等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄 	
	表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の除去 ・客土・圧密による原状回復 	何れか一つを選択
	表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の除去 ・残土による原状回復 	
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草 	
道路	路面洗浄等	<ul style="list-style-type: none"> ・散水車及び清掃車によるブラッシング ・手作業によるブラシ洗浄、高圧洗浄 ・歩道洗浄、除草 	
	側溝の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄、高圧洗浄 	
	法面の除草	<ul style="list-style-type: none"> ・除草 	

(2)住宅・森林(生活圏)

- 1) 宅地については、出来るだけ宅地の状態(樹木の状態・塀・畑・倉庫・地表面状態)に応じて空間線量率を測定します。
- 2) 住宅については、村独自に各部屋の空間線量率を測定します。
- 3) 宅地周辺の森林については、林縁から20m程度の範囲を目安に落ち葉等の除去を優先して行います。伐採は他の方法で除染効果が期待できない場合に実施を検討します。
- 4) 高圧洗浄作業等により発生する汚染水は、適正な措置による処理を講じます。
- 5) 森林(生活圏)の除染に伴う居住地域等への放射性物質の飛散防止については十分配慮します。

住宅や森林(生活圏)の除染方法の例は次のとおりです。

除染対象	除染作業等	内容	
住宅	家屋の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄 	
	コンクリート等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシ洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄 	
	表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の除去 ・客土、圧密による原状回復 	何れか一つを選択
	表土除去及び現場保管	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の上下層の土の入れ替え、除去 ・現場保管の際の残土による原状回復 	
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草 	
森林(生活圏)	枝打ち・落葉除去等	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定、枝打ち ・落葉の除去、除草 	

(3)農地

- 1) 農地は、空間線量率や土壌の汚染分布状況を調査し、その状況に応じた除染方法を検討し実施します。
- 2) 村としては、まず農地の除染に徹底する期間を3年程度と定め、その期間は農作物の作付けを休止する計画をまとめ、休止期間における補償を東京電力に要求することとします。
- 3) 農地(水田、畑、樹園地及び牧草地)の基本的な除染方法としては、農地の調査内容をもとに、農地の地権者との協議と同意を経て、各農地の汚染状況に応じた除染を行うこととします。
- 4) 地権者に対しては、各農地の空間線量率等の汚染状況を説明し、前述の除染方法の選択肢を提示するとともに、最適な除染方法を提案し、地権者と除染方法を同意する流れとします。

- 5) 農地の除染にあたって農地表土を除去するなどの処置を行った際には、当該作業後の肥よくな土壌等の客土も含めた対処策を一連の除染作業と捉えておりますが、その作業に要した費用については除染と営農行為を明確に区分して計上します。

農地の除染方法の例は次のとおりです。

除染対象	除染作業等	内容	
農地（田畑（事故後耕作されていない農地に限る。））	表土除去及び客土 (5,000Bq/Kg超)	・表土等の除去、客土	
	反転耕・深耕 (5,000Bq/Kg以下)	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化	
農地（田畑（事故後耕作された農地に限る。））	反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化	
農地（田畑（共通事項））	農地への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布	
	除草等	・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去	
農地（永年性作物が栽培されている農地に限る。）※	粗皮削り	・古くなった樹皮の削取り	
	樹皮の洗浄及び剪定・剪枝	・樹皮の洗浄 ・摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去	
	表土除去及び客土	・表土等の除去、客土	
	水路	・水路の清掃、汚泥の除去	
	除草	・除草	
牧草地	表土除去及び客土	・表土等の除去、客土	何れか一つを選択
	反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化	
	牧草地への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種	
	除草	・畦畔・農道の除草	
	水路	・水路の清掃、汚泥の除去	

※樹園地を含む。

(4) 森林(生活圏外)

- 1) 森林（生活圏外）の除染については、宅地周辺及び森林公園の落ち葉や土壌の除去及び枝打ち等の除染作業により除染効果を確認し、今後国から示される方針に基づき、長期的な計画により除染を行うこととします。
- 2) また、樹木の伐採では、多量の廃棄物が発生することから、枝打ち等の方法で除染効果が期待できない場合に、伐採の効果について検討することとします。
- 3) 森林には、民有林・国有林・県有林・村有林があり、それぞれの森林を除染するためには、山の斜面（東京電力福島第一原子力発電所方向とその逆方向の斜面に分割）ごとに

空間線量率の調査を行い、この調査結果をもとに除染方法を検討します。

- 4) 除染方法については、放射線量や立地等を鑑み、人の手による作業に加えて放射線量の自然減衰も検討対象とします。
- 5) 除染作業については、下刈り、枝打ち、落葉等の堆積有機物の除去や必要により除伐及び間伐等を検討します。除染により発生した木材等の廃棄物については、すべて搬出します。
- 6) 森林については長期的な作業となるため、平成25年度までにホダ場・キャンプ場などについて、空間線量率等の調査を最優先で行い、この調査をもとに、川内村除染実施計画を改正することとします。木材等の廃棄物の有効利用を図るため、村ではバイオマス発電の可能性を検討します。

7. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

全体計画期間は、平成23年10月上旬から平成29年3月31日までとします。

【除染対象物の区分けによる除染時期】

<生活圏>

- 保育園、小学校、中学校、それに付随する道路 : 2年
- 医療福祉施設 : 2年
- 公共施設等 : 4年
- 住宅、宅地、それに付随する道路 : 3年
- 民間施設 : 5年

<農地>

- 田 畑 : 3年
- 牧草地 : 3年

<道路>

- 道 路 : 5年

<森林>

- 森林(生活圏) : 5年
- 森林(生活圏外) ※ : 20年

※河川、ため池等、及び防火用水槽については、国の方針に基づき対応します。

※森林(生活圏外)については、今後、国から示される方針に基づき対応します。

詳細については次の除染のスケジュール表のとおり。

除染のスケジュール表

別紙 除染対象物の区分けと川内村行政区域による除染時期

除染対象物	H23			H24												H25												H26												H27												H28												H29		
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
保育園、小学校、中学校 それに付随する道路	→																																																																	
医療福祉施設	→																																																																	
公共施設等	→																																																																	
住宅、宅地 それに付随する道路	→																																																																	
民間施設(商業施設、工業施設、 農業施設等)	→																																																																	
田畑	→																																																																	
牧草地	→																																																																	
道路	→																																																																	
森林(生活圏)	→																																																																	

※1.除染特別地域を除く。

※2.森林(生活圏以外)は20年を見込む。

※3.河川、ため池等、及び防火水槽については、国の方針に基づき対応する。

8. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

民間住居及び公共施設の敷地、農地、山林及び原野等の除去土壌等(落ち葉・草・樹木等)は、基本的にその場から除去し、「仮置場」に搬入し、一時仮置きするものとします。

「仮置場」は、村内の平成24年4月時点における避難指示解除準備区域や居住制限区域内にある国有林地内とすることも検討します。

なお、「仮置場」は、除去土壌等の発生量に応じて適宜増設することとします。ただし、時期及び適切な場所を選定できない場合は、村有地及び私有地を検討し活用を図ることとします。

国や県等が実施した除染等の措置に伴い発生した除去土壌等についても、協議の上、村が設置した仮置場にて村が保管する場合があります。

仮置場の構造や設置位置等の設置条件については、除染関係ガイドライン（環境省）に示す管理方法に従います。

搬入された廃棄物の管理については、測定結果等の記録簿を作成し、環境省令で定められる期間保存することとします。

【除染により発生すると見込まれる除去土壌等】

(1) 除染後に見込まれる除去土壌等

土壌、砂利、樹木、除草した植物（住宅・宅地、農地、道路等で発生するもの）、除染のために使用して汚染された消耗品等（タイベックスーツ等）

(2) 川内村内にて処理できるものと出来ないものの区分け

放射能汚染の状況により、指定廃棄物の基準値以上の除染廃棄物の有無の確認等

(3) 焼却処理できるものと出来ないものの区分け

紙・ナイロン系類、土壌等

(4) 危険性のある除染廃棄物の区分け

腐敗性のある除染廃棄物による悪臭の発生や火災の発生等

【除去土壌等の仮置場(保管設備)の設置】

(1) 仮置場の容量

除去土壌等の発生量を推測し、その状況に応じた容積を見込み必要な容積を確保する。また、除去土壌等の発生量に応じては、施設の増設・増量の実行条件を整える必要があります。

(2) 仮置場(保管設備)の選定

木戸川等の水質に影響の出ない場所に設置します。(木戸川は下流域の生活用水となるため)「仮置場」の地形・地質の確認と運行車両による進入道路の整備を行います。

なお、国有林地の選定等については、今後、国と相談のうえ定めることとします。

(3) 保管期間

国が3年を目処に設置する中間貯蔵施設が完成後、速やかに「仮置場」から移送することとします。

(4) 仮置場(保管設備)の構造(雨水対策含め)

仮置場を平坦地に設けるのか、沢地に設けるのかにより、形状や管理方式が変わるため、その状態に応じた構造を十分に検討し、除染関係ガイドライン（環境省）に従い適切な機能を有した仮置場(保管施設)を整備することとします。

(5) 受入体制や監視体制

業者等による除去土壌等の持ち込みがあると思われるので、敷地内に管理人を配置し効率かつ合理的な受入れと限られた敷地の有効活用を図ることとします。

また、持ち込まれる除去土壌等は、放射性物質を有するので受入管理や保管監視が重要となるため、専門家による維持管理と合わせ、測定結果等の記録簿を作成し、これらの記録を環境省令で定められる期間保存することとします。

(6) 除去土壌等の運搬

除染の作業場所から「仮置場」までの運搬と「仮置場」から国が設置する「中間貯蔵施設」及び「最終処分場」までの運搬作業が見込まれます。

9. 監視及び測定の実施

川内村は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施します。

10. 適切な除染方法への見直し

国が実施する「除染モデル実証事業」等の実施結果により、本計画に掲げる除染方法より、効果的な除染方法が発見された場合は、国と協議の上でその適切な除染方法への変更を行うことを検討します。

11. その他の事項

(1) 除染のための必要事項

- 各家庭への除染作業の通知(立会い・承諾含め)
- 行政区への除染作業の通知(作業・立会い・承諾含め)
- 国・県への除染作業の依頼
- 各除染箇所に適した最も有効な除染方法の検討と確認
- 国・福島県による除染費用の全額負担の確認
- 除去土壌等の「仮置場」の選定(国・県の承諾の上での設置)
- 「仮置場」の設置期間に伴う施設構造の検討
- 除染作業の実施者の検討と選定
- 除染作業者の被ばく線量の管理と安全性の確保
- 除去土壌等の焼却処理による減容化の検討

(2) 必要な機器設備等

放射性物質を除去するための除染作業の最終目的は、村民の生命と健康を守ることであるため、除染作業にとどまらず、除染後の村民の健康管理や生活環境の安全管理も併せて実施していかなければなりません。

そのために必要な機器設備を村独自の取組も含めて整え、放射線管理の専門家を配置し管理することとします。

附 則 (川内村除染実施計画<<第1版>>)

この計画書の施行は、平成23年9月28日より実施する。

附 則 (川内村除染実施計画<<第2版>>)

この計画書の施行は、平成24年10月10日より実施する。

附 則（川内村除染実施計画<<第3版>>）

この計画書の施行は、平成25年5月17日より実施する。

附 則（川内村除染実施計画<<第4版>>）

この計画書の施行は、平成26年2月17日より実施する。

附 則（川内村除染実施計画<<第5版>>）

この計画書の施行は、平成27年3月3日より実施する。